

新潟市秋葉区役所一者随意契約審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 新潟市秋葉区役所が契約する物品購入，業務委託の一者随意契約の適正運用を確保するため，秋葉区役所一者随意契約審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員会は，1件500万円以上の物品購入，業務委託，賃貸借について一者随意契約を行おうとするときは，その随意契約が適当であるかを審査する。

(組織)

第3条 委員会の委員は，別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人，副委員長1人を置き，委員長には区長を，副委員長には副区長をもってこれに充てる。

2 委員長は，会務を総理する。

3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長共に事故あるときは，あらかじめ委員長が指名する委員が，その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員の会議は，委員長が招集する。

2 委員会の会議は，委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

4 委員長は，急施を要し，委員会の会議を開く時間のないときは，関係委員に回議して，これに代えることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は，秋葉区役所地域総務課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関して必要な事項は，委員長が定める。

附 則

この要綱は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区役所	委員
秋葉区役所	秋葉区役所の区長，副区長，地域総務課長，産業振興課長，建設課長